



特 定 事 業 の 選 定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき、みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和5年7月3日

みやき町長 岡



記

みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業については、当初の町の計画通り、民間活力を導入し本事業をPFI方式として実施することにより、町の財政負担額について現在価値換算で事業費の縮減が期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等の定性的効果も期待できると判断したため、当該事業をPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

以上